

# 石川県公報

令和6年12月24日(火曜日)

号 外

(第76号)

## 目 次

条 例			
○石川県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局)	1	○石川県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程	5
議 会		○石川県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程	6
○石川県議会会議規則の一部を改正する規則	1	○石川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程	8
○石川県議会傍聴規則の一部を改正する規則	3		
○石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程	3		

## 条 例

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第四十八号

石川県議会委員会条例の一部を改正する条例

石川県議会委員会条例(昭和三十二年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「決めて」を「定めて」に改める。

第二十一条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第二十五条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

第二十五条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第二十五条の二第三項中「文書」を「文書等」に改める。

第二十六条に次の一項を加える。

- 3 第一項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の調製は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議 会

石川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県議会議長 善 田 善 彦

**石川県議会規則第一号**

石川県議会会議規則の一部を改正する規則

石川県議会会議規則(平成三年石川県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百二条」を「第百二条の二」に改め、「第百二十二条」の下に「―第百二十四条」を加える。

第二条第一項中「出産」の下に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の下に「看護」を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

第十条第一項ただし書を削り、同条第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、これについて議員から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

第十条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第三十二条に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第九十七条中「議場」の下に「及び傍聴席」を加える。

第十二章中第百二条の次に次の一条を加える。

(資格決定の通知)

第百二条の二 法第百二十七条第三項において準用する法第百十八条第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第百四条中「外とう、えり巻、つえ」を「コート、マフラー」に改め、同条ただし書中「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

第十八章中第百二十二条を第百二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(電子情報処理組織による通知等)

第百二十二条 議会又は議長若しくは委員長(以下この条及び次条第一項において「議会等」という。)に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物(次項及び第六項並びに次条において「文書等」という。)により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織(議会等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。))とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法により行うことができる。

2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。

3 前二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時(第二十一条 第四十一条第三項、第九十二条第一項、第九十二条第一項及び第百十七条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機(入出力装置を除く。))による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。)に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時)に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること(以下この項において「署名等」という。)が規定されているものを第一項又は

第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうち第一項又は第二項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第三項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第六項の規定により前二項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

(電磁的記録による作成等)

第二百二十三条 この規則の規定(第二十九条第一項(第八十六条において準用する場合を含む。)を除く。)において議会等が文書等を作成し、又は保存すること(次項において「作成等」という。)が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県議会議長 善 田 善 彦

石川県議会規則第二号

石川県議会傍聴規則の一部を改正する規則

石川県議会傍聴規則(昭和三十五年石川県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 一 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- 二 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十一條第一項中第四号から第六号までを削り、第七号を第四号とし、第八号を削り、同項第九号中「議事」を「会議」に、「を疑うに足る顕著な事情が」を「が明らかであると」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「第五号」を「第三号」に、「物品」を「物」に改め、同条第四項を削る。

第十二条中「静粛を旨とし」を削り、同条第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 静粛にすること。

第十二条第三号を次のように改める。

- 二 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第十二条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県議会議長 善 田 善 彦

石川県議会規程第一号

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

石川県議会が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規程(平成二十年石川県議会規程第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条」の下に「から第六条まで」を、「方法」の下に「その他の情報通信の技術を利用する方法」を加える。

第二条に次の一項を加える。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 申請等を行う者又は石川県議会議長(以下「議長」という。)が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

第三条中「次に掲げる手続等」を「全ての申請等及び処分通知等」に改め、各号を削る。

第四条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により申請等を行う者は、送信し、及び議長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議長が指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第四条に次の四項を加える。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載し、又は電磁的記録に記録すべき事項を当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信し、及び議長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等若しくは電磁的記録を提出しなければならない。

4 議長は、前項の規定により書面等に記載し、又は電磁的記録に記録すべき事項が申請等を行う者の使用に係る電子計算機から送信され、及び議長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録されたときは、当該記録事項の確認のために必要な限度において当該書面等又は電磁的記録の提出を求めることができる。

5 条例等の規定により同一の内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 議長は、第一項の規定により申請等が行われる場合において、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等について、当該書面等に記載すべきこととされている事項を確認するための措置が講じられるときは、当該書面等の提出を省略させることができる。

第七条中「方法」の下に「その他の情報通信の技術を利用する方法」を加え、同条を第十一条とする。

第六条中「第四条第二項」を「電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限り。)」及び第四条第二項ただし書」に改め、同条に次の一項を加える。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

第六条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(その他の手続)

第十条 議会の所管に係る申請、処分通知、縦覧、作成その他の手続(情報通信技術利用条例第三条から第六条までの規定の適用を受けるものを除く。)に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、情報通信技術利用条例及びこの規程の規定の例によるものとする。

第五条の次に次の三条を加える。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六条 議長は、電子情報処理組織を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行うときは、当該処分通知等を受ける者があらかじめ書面等によって処分通知等を受けることを求めたときを除き、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 議長は、前項に規定する場合のほか、処分通知等を受ける者があらかじめ電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを求めた場合は、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して行うことができる。

- 3 議長は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。
- 4 前項の規定により処分通知等を受ける者が、当該処分通知等をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能となった時から二十四時間以内に記録しない場合その他議長が必要と認める場合は、議長は、書面等により当該処分通知等を行うことができる。
- 5 処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、議長が認めたときを除き、当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。
- 6 電子情報処理組織を使用して行われた処分通知等を受けた者が、当該処分通知等の返納又は返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第七条 議長は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議長が指定する場所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録された事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第八条 議長は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

石川県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県議会議長 善 田 善 彦

### 石川県議会規程第二号

石川県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、石川県議会委員会条例(昭和三十二年石川県条例第二十二号。以下「委員会条例」という。)に規定する作成等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程で使用する用語は、委員会条例において使用する用語の例による。

2 この規程において「電子署名」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名
- 二 政府認証基盤(行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の官職証明書に基づく電子署名
- 三 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

(通知に係る電子情報処理組織)

第三条 委員会条例第二十一条第二項の委員長が定める電子情報処理組織は、委員会又は委員長(以下この条において「委員会等」という。)の使用に係る電子計算機と委員会に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電磁的記録による記録の作成)

第四条 委員長は、委員会条例第二十六条第三項の規定により記録を電磁的記録により調製させるときは、当該調製を文書等（石川県議会会議規則（平成三年石川県議会規則第一号。以下「会議規則」という。）第二百二十二条第一項に規定する文書等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって作成する方法により調製させるものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第五条 委員会条例第二十六条第三項の議長が定める措置は、電子署名とする。

（会議規則との関係）

第六条 委員会条例に規定する通知（委員会条例第二十一条第一項の規定によるものを除く。）、作成（委員会条例第二十六条第一項の規定によるものを除く。）及び保存を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、委員会条例に別段の定めのある場合を除くほか、会議規則第二百二十二条及び第二百二十三条の規定の例による。

（委任）

第七条 この規程に定めるもののほか、委員会条例に規定する通知、作成及び保存を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

石川県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県議会議長 善 田 善 彦

### 石川県議会規程第三号

石川県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程

（趣旨）

第一条 この規程は、石川県議会会議規則（平成三年石川県議会規則第一号。以下「会議規則」という。）に規定する通知、作成、保存等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この規程で使用する用語は、会議規則において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

二 電子証明書 議会等に対して通知を行う者又は議会等が電子署名を行つたものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録（議会等の使用に係る電子計算機において識別できるものに限る。）であつて、次に掲げるものをいう。

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定により登記官が作成したもの

ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの

ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十二号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ニ その他議長が定めるもの

（議会等に対する通知に係る電子情報処理組織）

第三条 会議規則第二百二十二条第一項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会

等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等に対する通知)

第四条 会議規則第百二十二条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を、議会等に対して通知をする者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名(通知を行う者が議員以外の者である場合にあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長の指定する方法により当該通知を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

(議会等からの通知に係る電子情報処理組織)

第五条 会議規則第百二十二条第二項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による議会等からの通知)

第六条 議会等は、会議規則第百二十二条第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(議会等からの通知を受ける旨の表示の方式)

第七条 会議規則第百二十二条第二項ただし書の議長が定める方式は、次に掲げるいずれかの方式とする。

- 一 第五条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力
- 二 電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

(電磁的記録に記録された事項を表示する方法)

第八条 会議規則第百二十二条第四項の議長が定める方法は、同項の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

(配布に係る電子情報処理組織)

第九条 会議規則第百二十二条第四項の議長が定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第十条 会議規則第百二十二条第五項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものは、電子署名(議会等に対して行われる通知に係るものにあつては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする。

(通知のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第十一条 会議規則第百二十二条第六項の議長が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると議長が認める場合
- 二 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものと議長が認める場合

(電磁的記録による作成等)

第十二条 議会等は、会議規則第百二十三条第一項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、当該作成等を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

(準用等)

第十三条 第五条から第十一条までの規定は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百十八条第六項(同法

第二百二十七条第三項において準用する場合を含む。)、第二百二十二条第四項及び第二百三十七条の規定による通知を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合について準用する。

- 2 会議規則に規定する通知、作成、保存等(会議規則第二百二十二条及び第二百二十三条の規定の適用を受けるものを除く。)を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、会議規則に別段の定めのある場合を除くほか、会議規則第二百二十二条及び第二百二十三条の規定並びにこの規程の規定の例による。

(委任)

第十四条 この規程に定めるもののほか、議会等に係る通知、作成、保存等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

石川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

石川県議会議長 善 田 善 彦

## 石川県議会規程第四号

石川県議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、石川県議会議員(以下「議員」という。)が石川県に対し請負(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十二条の二に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって石川県議会(以下「議会」という。)の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第二条 議員は、毎年六月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、同月一日から再び議員となった日から起算して二十日を経過する日までの間)に、当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度(議員である期間に限る。第一号二において同じ。)における石川県に対する請負(当該前会計年度において支払を受けたものに限る。)について、石川県議会議長(以下「議長」という。)に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

一 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

イ 請負の対象とする役務、物件等

ロ 契約締結日

ハ 契約金額(契約金額が定められている請負に限る。)

ニ 当該六月三十日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

二 前号ニに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧表の作成及び公表)

第三条 議長は、前条第一項の規定による報告(前条第二項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告)の一覧表を作成し、公表しなければならない。

(報告等に係る書類の保存及び閲覧)

第四条 第二条の規定による報告及び訂正に係る書類は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。

(委任)

第五条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和六年四月一日に始まる会計年度における請負から適用する。